家賃統制額改正

4月1日以降

建設省告示第351号によつて4月1日以降の地代家賃の統制額は次の通り改正された。

1　地代（宅地）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの中何れか大きい額

イ　29年度土地評価額×$\frac{3}{1000}$＝地代月額

ロ　28年度土地評価額×$\frac{3}{1000}$＝地代月額

ハ　27年度土地評価額×$\frac{3}{1000}$＝地代月額

ニ　26年度（26年10月～27年3月）地代月額

26年度地代表（坪当月額）

26年度評価	地代	26年度評価	地代
円	円 銭	円	円 銭
88	1.18.186（大蔵分）	292	1.75.666
101	1.21.693	317	1.77.533
101	1.39.733	330	1.78.6
107	1.40.133	365	1.81.333
114	1.40.8	412	1.84.866
127	1.41.866	476	2.10.933
152	1.43.733	555	2.17
165	1.44.8	635	2.43.333
177	1.45.6	727	2.50.466
190	1.46.666	793	2.76.466
203	1.47.733	873	2.25.96
222	1.49.2	952	2.46.373
228	1.49.6	1,031	2.66.786
254	1.51.733	1,111	2.87.553
285	1.75	1,270	3.28.733

2　純家賃

次のホ、ヘ、ト、の中何れか大きい額

ホ　（29年度家屋評価額×$\frac{3.7}{1000}$）＋（24円×延坪数）＝純家賃月額

ヘ　（28年度家屋評価額×$\frac{3.7}{1000}$）＋（24円×延坪数）＝純家賃月額

ト　（27年度家屋評価額×$\frac{3.7}{1000}$）＋（24円×延坪数）＝純家賃月額

3　家賃

イ　地代ト　ト　2　純家賃ト　ト　の合計額

4

家賃×$\frac{一部の専用面積}{全部の専用面積}$＝間代月額

共益費を要するときは間代に次の額を加算する。

35円×$\frac{一部の専用面積(坪)}{全部の専用面積(坪)}$＝共益費

〔註〕

(1)専用面積とは全部の面積から廊下、階段、便所、洗面所、洗濯所等共用部分を除いた面積とする。

(2)共益費とは共用部分の清掃及び手入を賃借人が行うときの費用とする。

5　以上によつて算出した地代又は家賃の月額に円未満の端数を生じたときはその端数を切捨てるものとする。

圧倒的な結核

生活保護申請の現況

市国民健康保険では昨年より保健施設の重点事業として定例乳児姙婦検診を実施し多数の成果を収めている。還状況については本年三月末が、本年も左記月に保護を受けた世帯は計画表により実三七一世帯、人員として一、二八六人で市民一、〇一一人当三二人の保護率であつたので該当者〇〇人当三二人の保護率は必ず検診を受けなければならない。母子衛生の完璧を期し又金額の面でもされると共に、姙婦手帳を交付される者に姙婦検診費として九四九、三七二円、乳児健診費として四八〇〇人、一、二七八人、乳児は出産三ケ月一八、二七五円、二ケ月一五、四〇〇円、一九五人、二ケ月一五、四〇〇円、二三八人、四ケ月一五、四〇〇円、二三六人、四